

建設副産物情報交換システム利用規約

第1条 (適用)

本規約は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」といいます。）が提供する「建設副産物情報交換システム」の利用にかかわる一切に適用します。

第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の定義は次のとおりです。

- (1) 「建設副産物情報交換システム」とは、建設副産物の情報を異なる利用者間で共有するために、JACICが運営する情報サービス（以下「本サービス」といいます。）です。
- (2) 「利用者」とは、本サービスを利用する法人・団体等（国の機関、地方自治体も含む）及びその構成員をいいます。
- (3) 「利用者情報」とは、前号の利用者の名称、所在地、連絡先その他、利用者に関する一切の情報をいいます。
- (4) 「情報登録者」とは、本サービスに建設副産物に関する情報を登録した利用者をいいます。
- (5) 「登録データ」とは、情報登録者が本サービスに登録した建設副産物に関する情報をいいます。

第3条 (サービスの内容)

利用者は、本サービスにおいて主に次のサービスを利用することができます。

- (1) 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書等の作成
- (2) 建設副産物実態調査のためのデータ登録
- (3) 建設副産物・建設発生土の搬出入計画検討の支援

第4条 (契約の成立)

利用者が本サービスを利用する際には、本規約に同意したうえでJACICに利用申請書を提出し、JACICがこれを承諾し、本サービスを利用するためのID・パスワードがJACICから利用者へ通知されたときに本サービスの利用契約が成立するものとします。

第5条 (利用者情報の更新)

利用者は、登録された利用者情報に変更を生じた場合、速やかに利用者情報を更新するものとします。

第6条 (停止、解除)

1. JACICは、利用者が本規約に違反したと判断した場合、利用者への事前の通知を要することなく本サービスの利用を一時的に停止し又は利用契約を解除することができます。
2. 利用者は、利用期間中、利用契約を解除することができます。
3. 前2項の場合、JACICは、利用者に対して支払済みの利用料金を返金いたしません。

第7条 (第三者への委託)

JACICは、本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を第三者に委託する場合があります。その場合、JACICは、当該委託先に対し、第21条（情報の取扱い）及び第22条（個人情報保護）、第23条（情報セキュリティ）について、JACICの義務と同等の義務を負わせるものとします。

第8条 (通知方法)

本サービスに関わるJACICから利用者への通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、電子メールの送信又は本サービスのWebサイトに掲載する方法により行います。

第9条 (権利、義務の譲渡等)

利用者は、利用契約に基づく権利、義務その他の地位を第三者に譲渡又は貸与してはならないものとします。

第10条 (ID・パスワード)

利用者は、本サービスを利用するためのID・パスワードを利用者以外の第三者に利用させてはならず、その管理については利用者が一切の責任を負うものとします。

第11条 (利用期間)

本サービスの利用期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とし、初年度はJACICがID・パスワードを通知した日から当該年度末までとします。翌年度も継続して利用する申し込みがあった場合は、翌年の4月1日から翌々年3月31日までとします。

第12条 (本サービスの提供停止)

1. 利用者は、次の各号に該当する場合を除き、本サービスを通年24時間利用することができます。
 - (1) 12月28日(同日が土曜日又は日曜日の場合はその直前の金曜日)の18時から、翌年1月4日(同日が土曜日又は日曜日の場合はその直後の月曜日)の9時30分までの期間
 - (2) 本サービス、その他本サービスを提供するために必要なシステムのメンテナンス、その他の機器等の保守のために本サービスの提供の停止を必要とする期間
 - (3) 本サービスに著しい負荷や障害が生じることによって正常なサービスを提供することが困難となった場合
 - (4) 電気通信事業者又は国内外の電気通信事業者による電気通信サービスの提供が停止された場合において、本サービスの提供が困難となったとき
 - (5) その他、JACICが本サービスの提供を停止する必要があると判断した場合
2. JACICは、上記に定める本サービスの提供を停止する場合、本サービスのWebサイトに掲載する方法で通知します。

第13条 (利用料金)

本サービスの利用料金は、利用者の区分に応じて別途定める料金表のとおりとします。

第14条 (利用料金の支払い)

利用者は、JACICに対して申し込み時にJACICが指定する期限までに、利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。

第15条 (登録データの更新)

1. 情報登録者は、登録データの正確性について一切の責任を負うものとし、登録データに誤りがあることが判明した場合又は登録データに変更を生じた場合、速やかにデータを正しい内容又は最新の内容に更新するものとします。
2. 情報登録者は、JACICから登録データの確認又は修正等を求められた場合、速やかに確認又は修正等の対応をするものとします。
3. 情報登録者が前項の確認又は修正等に応じない場合において、第20条に定める禁止事項に該当すると認められるときは、JACICは登録データを閲覧停止又は削除する場合があります。

第16条 (免責)

1. 本サービスの登録データの正確性に関する一切の責任は、当該データを登録した情報登録者にあります。
2. JACICは、登録データの内容に起因して利用者が被った一切の損害についていかなる責任も負わないものとします。
3. JACICは、本サービスの停止に起因する一切の損害についていかなる責任も負わないものとします。

第17条 (責任制限)

1. 本サービスに関して、J A C I Cの利用者に対する損害賠償責任が生じた場合における賠償限度額は、当該利用者の当該1年度分の利用料金相当額を上限とします。
2. 前項の場合、J A C I Cの賠償責任の範囲は直接損害に限定されるものとし、J A C I Cは、利用者それ以外の第三者に対し、本サービスの利用又は本サービスを利用しなかったことにより生じた営業利益の損失、業務上の支障、調査費用その他一切の間接損害又は拡大損害について責任を負わないものとします。
3. 利用者が、本サービスの利用に起因して、第三者との間で紛争が生じた場合、利用者の責任において当該紛争を解決するものとし、J A C I Cに対して当該紛争に関する仲裁、照会その他いかなる請求もできないものとします。

第18条 (サービス終了時における登録データの取り扱い)

登録データは、利用者による利用契約の期間とは関係なく、別途J A C I Cが定める期間について保有し、当該期間を経過した後に削除します。

第19条 (権利の帰属)

本サービスにおいて用いる画像、文章その他一切の著作物にかかる著作権は、J A C I Cに帰属します。ただし、本サービスに掲載された地図等の著作権については当該地図等の供給元に帰属します。

第20条 (禁止事項)

利用者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) J A C I Cの業務、システム、本サービスの提供に支障を及ぼす行為又はこれらに支障を及ぼすおそれのある行為
- (2) 第三者への攻撃、妨害、迷惑行為等
- (3) 虚偽のデータを登録する行為
- (4) 第三者に不正に利用させる行為、なりすまし行為
- (5) プライバシー、肖像権その他第三者の権利を侵害する行為
- (6) 本サービスのWebサイト又は登録データに関する知的財産権を侵害する行為
- (7) 登録データの利用による複製サイトの作成及び類似サービスを作成し又は類似サービスを配布する行為
- (8) 公序良俗に反する行為
- (9) 法令に違反する行為
- (10) その他、J A C I Cが不適切と判断する行為

第21条 (情報の取扱い)

1. J A C I Cは、利用者情報を善良な管理者の注意をもって管理し、本規約に別段の定めがある場合又は法令に基づく場合を除き、利用者の承諾を得ることなく、利用者情報を本サービス以外の目的で利用、複製しもしくは第三者に利用させ又は開示させないものとします。
2. 利用者は、本サービスにより取得した情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示、公開しないものとします。
3. J A C I Cは、利用者情報を本サービスの利便性向上のために使用する場合があります。

第22条 (個人情報保護)

1. 利用者及びJ A C I Cは、「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報の扱いについては、同法及びその他関連法令を遵守するものとします。
2. 本サービスを使って利用者がデータを登録する際に、登録しようとするデータに個人情報を含む場合は、利用者の責任において本人への利用目的の通知等の必要な措置を講ずるものとします。なお、J A C I C

は別途定めるプライバシーポリシーに基づき、個人情報を取り扱います。

第23条 (情報セキュリティ)

JACICは、本サービスの提供にあたり、JACICが別途定める情報セキュリティ基本方針に基づき、適切に対策を施すものとします。

第24条 (反社会的勢力等の排除)

1. 利用者及びJACICは、相手方に対し、現時点において反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業等、その他これらに準ずる者（以下「準ずる者」といいます））に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを保証し、かつ将来にわたり該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 代表者、取締役、執行役その他実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合又は暴力団等への資金提供を行う等、暴力団等と密接な交際関係を有すること
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、自身が暴力団等である旨を伝え又は関係者が暴力団等である旨を伝えること
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いること
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉、信用等を毀損し若しくは毀損するおそれのある行為をすること
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害する行為若しくは妨害するおそれのある行為をすること
 - (6) その他、前各号に準ずる行為をすること
2. 相手方に前項の違反があった場合、利用者及びJACICは、催告なしに契約の締結を拒絶又は契約解除することができます。

第25条 (合意管轄及び準拠法)

本規約の準拠法は日本法、解釈言語は日本語とし、本規約及び本サービスに関する一切の紛争については、訴訟物の価額に従い東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条 (規定外事項)

本規約に定めのない事項又は条項の解釈について疑義が生じたときは、JACICの判断でこれを定めるものとします。

第27条 (本規約の変更)

JACICは、必要に応じて本規約を変更することがあります。その場合は、遅滞なく変更後の利用規約を本サービスのWebサイトに掲載します。本規約の変更の効力は、変更後の利用規約が掲載された時点で生じ、それ以後、変更後の利用規約を適用するものとします。

付則 (施行期日)

本規約は、2024年4月1日から適用します。